

◎新潟県告示第914号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：C U M Y L - C B M I N A C A）及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン（通称名：L S Z、L A-S S-A z）及びその塩類
- (3) 1-(4-フルオロー-3-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペントン-1-オン（通称名：4-f l u o r o - 3-m e t h y l - α -P V P、M F P V P）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年8月31日